

社会福祉法人正恵会

高齢者 虐待防止に関する指針

1、目的

社会福祉法人正恵会に従事する職員は、高齢者の尊厳の保持及び高齢者の権利を擁護するために「虐待」や「不適切なケア」に対し、未然に防ぐことと早期発見するための取り組みを行い、そのための指針を策定することとする。

2、虐待の行為の種類と定義

「高齢者虐待防止法」では、65歳以上の者が対象で、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義されており、次の5つの行為の種類をもって虐待と定義をする。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3、報告・通報義務、公益通報

(1) 養介護施設従事者等における高齢者虐待の通報義務

当法人に従事する職員は、養介護施設利用者にとどまることなく総ての人について、生命や身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を発見した場合には、「虐待(防止)対応フロー図」(別紙1)に沿って速やかに報告及び宇都宮市へ通報することとする。

通報については、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられた従事者の責務としての義務である。

(2) 守秘義務との関係

「個人情報保護法」の例外規定にあたるため、高齢者虐待の相談や通報を行うことは、養介護施設従事者等であっても「守秘義務違反」にはならない。

(3) 公益通報者保護

所定の要件を満たしている通報者に対する保護規定として「公益通報者保護規程」があり通報したことにより解雇その他の不利益な扱いを受けること禁じている。

◎所定の要件とは以下の内容を指す。

- ①不正の目的で行われた通報でないこと
- ②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること
- ③等該法令違反行為を通報することが、その発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認めた場合

4、虐待に対する防止策

(1) 法人理念の周知徹底

法人の理念である「忠恕を以て共に歩む」の精神を土台とし、実践することを周知徹底する。

(2) 高齢者虐待発見チェックリストの活用

宇都宮市が発行する「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援マニュアル(令和2年度改訂版)」にある「高齢者への虐待発見発見チェックリスト」(別紙2)を活用し、早期発見早期対応に結びつけ虐待を未然に防ぐ。

(3) 「虐待防止委員会」「虐待防止担当者」の設置

「虐待」の防止のための対策を検討するために「虐待防止委員会」を設置する。

委員については各事業所1名以上を選任し、法人としての虐待防止に関する取り組みの周知や虐待防止に関する研修を計画し実施する。

さらに各事業所において「虐待防止担当者」を置き、虐待対応の窓口として、相談対応し、委員会と連携して虐待防止に対する取り組みを実践する。

(4) 報告・通報しやすい体制の確保と維持

万が一職員に虐待や不適切な対応がみられた場合には、個人の問題としてではなく、施設全体の問題として捉え、会議やミーティング等で情報を共有する。また、意思表示ができるご利用者やご家族から生活相談員等職員が定期的に関き取り調査を行い、フロー図(別紙1)に沿って報告をする。報告を受けた管理職等は、責任を持って事実確認を行い、改善策を検討し、施設が一体となって取り組む体制を作り、その組織的な機能を維持する。

(5) 「虐待防止」についての研修会の実施

「虐待防止」についての知識や対応方法を職員が習得するための研修会を「虐待防止委員会」が年1回以上実施する。

また、新人研修においても「虐待防止」についての研修を行うこととする。

5、成年後見制度の利用支援に関する事項

ご利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

6、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針は、ご利用者やご家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所に備え付ける。また、ホームページにも公表する。

附則

本指針は、令和3年4月1日から施行する。

本指針は、令和6年10月1日から施行する。